

社会福祉法人 明和会

旅 費 規 程

(目 的)

第1条 この規程は、職務のため旅行する役員及び職員に対し、支給する旅費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(旅費の支給)

第2条 役員及び職員が職務のため新十津川町以外に旅行した場合又は理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会等の役員会に、勤務に対する報酬を受け取っていない役員が参加した場合、当核役員及び職員に対し旅費を支給する。

(旅行命令等)

第3条 旅行は理事長若しくは総務課長・各事業所管理者（(予算限度額有)）(以下「旅行命令権者」という。)の発する旅行命令等によって行わなければならない。

2 旅行命令権者は、既に発した旅行命令を変更する必要があると認める場合は、これを変更することができる。

3 旅行命令権者は、旅行命令を発し、又はこれを変更するには、別記第1号様式による旅行命令書に、当核旅行に関し、必要事項を記載し、これを当核旅行者に掲示して行わなければならない。ただし、これを掲示するいとまがない場合は、口頭により旅行命令を発し、又はこれを変更することができる。この場合において、旅行命令権者は、できるだけすみやかに、旅行命令書に当核旅行に関し必要な事項を記載し、これを当核旅行者に提示しなければならない。

4 理事会及び評議員会等の役員会は、会議の案内を持って旅行命令に代える事が出来る。

(旅費の種類)

第4条 旅費の種類は、鉄道賃・船賃・航空賃・車賃・日当及び宿泊料とする。

(旅費の計算)

第5条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、職務上の必要又は天災その他のやむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合は、その現によった経路及び方法によって計算する。

(鉄道賃)

第6条 鉄道賃の額は、旅客運賃、急行料金並びに座席指定料金による。

2 前項に規定する急行料金は、次の各号の一に該当する場合に限り支給する。

(1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のものとする。但し、業務上必要であると旅行命令権者が認めた場合はこの限りではない。

(2) 座席指定料金は、普通急行列車を運行する路線による旅行で北海道を離れる場合に実費を支給する。

(船 賃)

第7条 船賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(航空賃)

第8条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(車賃)

第9条 車賃は、当該旅行者の所有する自家用車を使用し勤務した場合にその経路に応じて支払う。車賃の額は、別表1の定額による。

- 2 職務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合は、その実費の額とする。
- 3 高速道路・有料駐車場を利用したものについて、旅行命令権者が必要と認めるときは、その実費の額とする。
- 4 電車・バス・タクシー・などの交通機関を利用したものについて、旅行命令権者が必要と認めるときは、その実費の額とする。

(日当)

第10条 次に定める者に対して日当を支給することが出来る。その額は別表1の定額による。

- 1 研修、会議等に参加する、勤務に対する報酬を受け取っていない理事、監事、評議員等の役員。
- 2 施設行事として、利用者に同行する旅行行事等で宿泊する職員。

(宿泊料)

第11条 宿泊料は、旅行命令権者の指示のもと、別表1に決められた金額を超えない範囲で会計係が用意した宿泊先へ現に支払った宿泊料とする。

- 2 宿泊先が研修等の主催者により指定されている場合は、別表1に決められた金額に不足分を充足した宿泊料とする。

(旅費の調整)

第12条 理事長は、この規程による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費又は、通常必要としない旅費を支給する事となる場合には、その実費を超えることとなる旅費又は、その必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

- 2 理事長は、旅行者がこの規程の旅費により旅行することが当核旅行の性質上困難である場合には、その都度理事長の定める旅費を支給することができる。

(実施規定)

第13条 この規定に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- この規程は、平成10年 4月1日から施行する。
この規程は、平成16年 4月1日から施行する。
この規程は、平成16年12月1日から施行する。
この規程は、平成21年 4月1日から施行する。
この規程は、平成30年 3月1日から施行する。
この規程は、平成31年 4月1日から施行する。
この規程は、令和 元年 6月14日から施行する。

役員日当		職員日当 (1泊につき)	宿泊料 (1泊につき)		車 賃 (1 kmにつき)
			甲地	乙地	
(日帰り)	2,000 円	5,000 円	13,000 円 以内	10,000 円 以内	23 円 100 円未満切り捨て
(1泊につき)	5,000 円				

(備考)

- 1 宿泊料の欄中、甲地とは東京都・大阪市・名古屋市・横浜市・京都市及び神戸市をいう、乙地とは本部事務所を起点に陸上交通手段で 100km 圏以上の地域を指し、その他地域への宿泊料は原則として支給しない。
- 2 役員日当受給者は、勤務に対する報酬を受け取っていない理事、監事、評議員等の役員に限る。

旅費規程第 2 条により理事会、評議員会、監事監査会、評議員選任・解任委員会等の出席旅費については以下のとおり定めるものとする。

区 分	旅 費
○理事 (課長職は除く)	日 当 ~5,000 円 交通費 ~1 kmにつき 23 円 ※100 円未満切り捨て
○監事	
○評議員	
○評議員選任・解任委員	
○相談役	